

政策調整会議の概要

開催日 平成 20 年 10 月 23 日 (木)

項 目

- 1 地上デジタル放送の受信対策について【政策企画部】
- 2 予算執行計画における課題事業の進捗状況に関する全庁的な情報共有と議論の確保について【総務部】
- 3 国の追加経済対策について【政策企画部】
- 4 国費を財源とする予算の執行について【総務部】

内 容

- 1 地上デジタル放送の受信対策について【政策企画部】

政策企画部より、地上デジタル放送の受信対策に関し、これまで情報化推進会議で議論してきた内容について、資料を配布し、説明の上、意見交換を行った。

【説明概要】

- ・総務省は、地上デジタル放送移行に係る対策に要する費用を今後3年間で2,000億円と見積っており、来年度予算として約600億円の概算要求をしている。その主な内容には、全都道府県へのテレビ受信者支援センターの設置や、生活保護世帯への簡易チューナーの無償給付などの経済弱者対策に係る経費などがある。
- ・本県へのテレビ受信支援センターは、来年2月に設置される予定であるが、その活動を実効あるものとするためには、市町村や民生委員、地域の町内会、高齢者団体の協力も必要であるため、県を挙げての協力について、総務省から知事に直接要請がなされている。
- ・県有施設が県民の地上デジタル放送の受信障害となっている場合は、県が必要な対策を講じるという基本方針で対応をしていき、2010年度にはデジタル化対応が完了するように取り組んでもらいたい。
- ・デジタル化対応が必要な県有施設に関しては、全庁的な改修計画を立てて、最終とりまとめを行った後、県民の皆様と国に対して報告をする予定である。
- ・県有施設の改修の有無については、第一次調査を行ったところであるが、今後は第二次調査、施設改修費、テレビ対応、受信障害施設への対応を行っていくことにしており、その事業費は合計2億1,000万円という試算している。
- ・県内で共聴施設や集合住宅の改修を請負うことのできる業者は非常に少ないため、改修が期限に間に合わず受信障害を生じてしまうことのないように、県有施設の地上デジタル放送対応はできる限り前倒しで行ってほしい。

【主な意見】

(副知事)

- ・電波障害の問題は、大変な労力と時間、人を割かれる場面が出てくるので、安易な問題として考えず、一つ一つ丁寧に対応をする必要があるとの認識を持っておいてほしい。

- 2 予算執行計画における課題事業の進捗状況に関する全庁的な情報共有と議論の確保について【総務部】

「県政改革に関する検証委員会」の報告において、問題案件に関して、組織の縦・横のラインで情報を共有し、広く議論する仕組みを作る必要性が提起されたことを受け、試行的な取り組みとして、政策調整会議で予算執行計画における課題事業の進捗状況等の全庁的な情報共有を図ることについて、総務部から提案があった。

【説明概要】

- ・予算執行計画を策定している事業は、平成20年度で151あるが、今回、進捗状況が思わしくない事業や、今後の予算編成の前に部局横断的な議論を行ってはどうかと思われる4事業()を選定し、議論していきたい。
...研究成果事業化推進事業(商工労働部) 中山間地域集落営農等支援事業・レンタルハウス整備事業(農業振興部) 森林環境税活用事業の今後の考え方(森林部) 県営林活用雇用創出事業(森林部)
- ・次回の政策調整会議から、3回のスケジュールで進めていきたい。

- ・総務部と各部局という形式でなく、それぞれの課題を議論し、各部局の仕事にも役立てていくという整理である。

【主な意見】

- ・事業選定の基準はあるのか。
9月末に提出してもらった予算執行計画の上半期の執行状況が、当初計画に比べてあまりよくないものを選んでる。
- ・次回以降の議論で出された意見を踏まえて、改善方法を考えた上で、平成21年度当初予算要求のヒアリングの説明をすることになるのか。
建設的な意見については、それを踏まえてもらうとありがたい。

3 国の追加経済対策について【政策企画部】

10月16日に補正予算が成立した国の追加経済対策について、東京事務所から情報提供があり、意見交換を行った。

【主な意見】

(副知事)

- ・緊急の地域雇用特別交付金として10万人規模を想定した2,000億円の補正予算も計上されているが、かつて1999年に同様の状況があったときは、短時間での対応が必要であったため、若年層で就労の場がない人への対応をどうするかといった基本的なことを考える時間さえなかった。
- ・実効があって、一過性のものではない、後へつなげる対策はどのようなものがあるのかという視点を持ち、国費や交付金の使い方を考えながら情報収集をしておいてほしい。
- ・今から考えておかないと、国への提出期限が決まってからでは時間がなく、安直な方向に人を集めてしまうことになりかねないため、1999年の補正予算を見て、反省しながら対策を考えるといったことが必要であると思う。
- ・国の対策には、産業振興計画の産業成長戦略案に載ってきている施策がたくさん書かれている。予算執行に間に合うように、産業成長戦略に載せようとしている施策に関するものについては、各省庁にどのような制度や仕組みがあるのか、情報収集をした上で、県の予算に補助事業を取り込んでくる仕組みを考えてほしい。

4 国費を財源とする予算の執行について【総務部】

総務部より、国費を財源とする予算の執行に関する総務部長通知について説明を行った。

【説明概要】

- ・先般、12道府県において、会計検査院の検査の結果、国庫補助金の不適正な執行が判明した。
- ・本県では、平成13年から14年にかけて預け金等の不適切な会計処理が判明し、全庁的な調査を行い、適正化を図ってきたところであるが、各所属で補助事業の予算が適正に執行されているかどうかを今一度確認してほしい。

5 その他

(副知事)

- ・産業振興計画中間取りまとめが11月4日に出された後、県民に対して、県の今後の動きを、直ちに広報、PRをしていくことが必要である。
- ・これまでの取り組みは基幹として続けていき、新たな観点での取り組みについては、右肩下がりの成長を横ばいにし、将来的には右肩上がりに持っていくという展望を併せて説明できるような資料の作成が必要である。
- ・施策の方向性に関する県民の意見を捉えて、最終報告につなげていくような戦略が必要となってくるが、そのためには、中間取りまとめの方向性をきちんと県民に示す必要があるため、そのPR方法、広報活動、周知徹底をどのように行うのが非常に大切になってくる。全体的なことは政策推進課で考えるが、各部局においても「こうやるべき、こうやろう」といった戦略を考えておいてもらいたい。